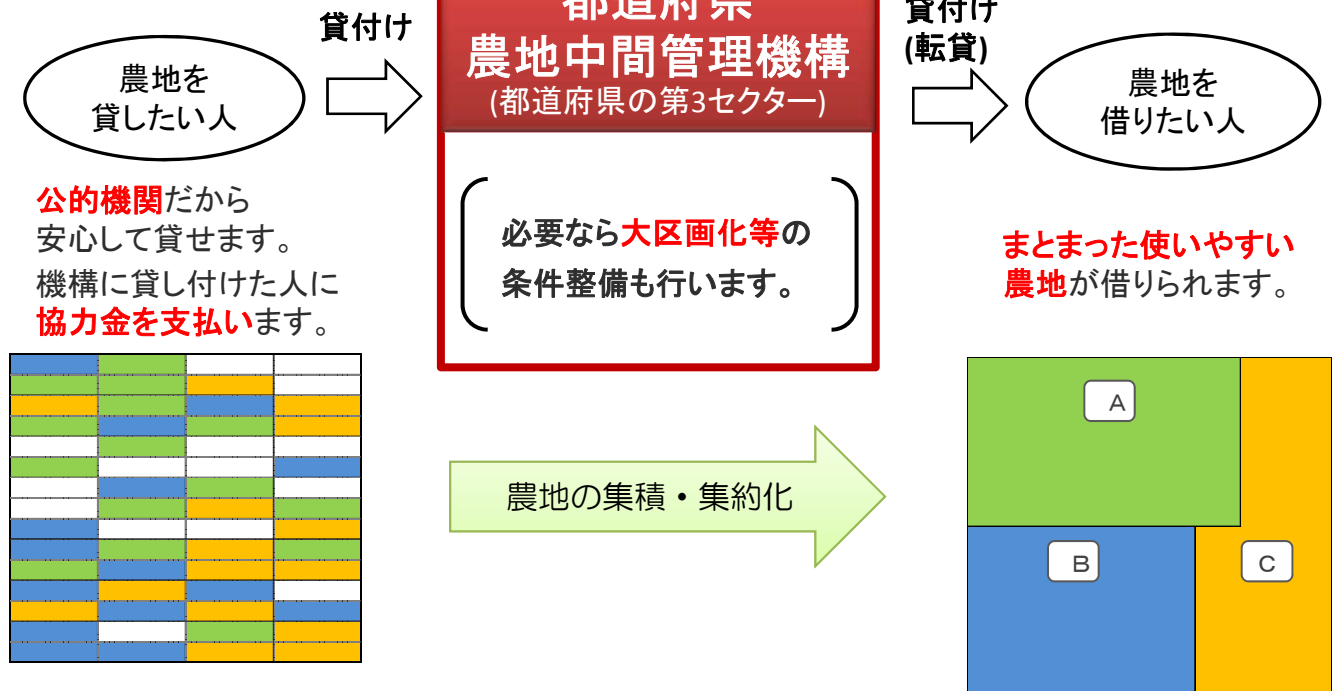


地域農業の人と農地の問題解決に向け 農地中間管理機構を活用しましょう ～「農地集積・集約化対策事業」～

農地中間管理機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。
機構を活用すれば、人・農地プランを作成・実行しやすくなります。

1 農地中間管理機構の仕組み

機構はこのような仕組みです



2 農地中間管理機構の活用

機構はこのようなときに使えます

リタイアするので農地を貸したいな! と思ったら・・・

→ 機構に農地を貸して下さい。お借りした農地は機構が担い手に転貸します。

利用権を交換して分散した農地をまとめたいな! と思ったら・・・

→ 関係者がそろって機構に農地を貸して下さい。機構が担い手の使いやすい形にまとめて転貸します。

新規就農するので農地を借りたいな! と思ったら・・・

→ 機構から農地を借りられます。機構の借り手の公募に応募して下さい。

地域ぐるみで活用しましょう

- 「人・農地プラン」の話合いの中で機構を活用し、地域内の農地利用の再編を進めましょう!
- 地域で機構にまとまった農地を貸し付けると、地域に協力金を支払います。

3 農地中間管理機構への出し手に対する支援（機構集積協力金）平成29年度

(1) 地域に対する支援（地域集積協力金）

地域における話合い（人・農地プラン）により、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域に対し、地域集積協力金を支払います。

※「地域」とは、集落・学校区など、実際の話合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいいます。

地域集積協力金

[機構への貸付割合] [交付単価]

2割超5割以下 : 0.3万円/10a

5割超8割以下 : 0.6万円/10a

8割超 : 0.9万円/10a

[協力金の使途]

地域が都道府県、市町村と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができます。

例えば、24haの地域で一度に20ha(8割超)が機構へ貸し付けられると、地域に180万円が支払われます。

(2) 個々の出し手に対する支援（経営転換協力金・耕作者集積協力金）

機構に農地を10年以上貸し付ける個々の出し手の皆さんを支援します。

経営転換協力金

[交付単価]

新規集積農地面積: 2.5万円/10a

〃 以外: 2.3万円/10a

1戸あたりの上限: 70.0万円/戸

[交付対象者]

機構へ自作地を貸し付けた農業者等

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

耕作者集積協力金

[交付単価]

新規集積農地面積: 1.0万円/10a

〃 以外: 0.8万円/10a

[交付対象者]

機構の借受農地に隣接する農地又は面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地(交付対象農地)の機構への貸し付けに協力した農業者

※ 経営転換協力金については、機構を介さず集落営農組織との間で特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象となります。

※ 「1. 地域に対する支援」と「2. 個々の出し手に対する支援」の両方の要件を満たした農地については、地域と個々の出し手のそれぞれに支払われます。

【以上に示す単価は目安額であり、政府からの配分額及び事業量により交付単価を変更する場合があります。】

交付ルート

